マレーシア日本学術協会 規約

第１条　名　称

本会は、マレーシア日本学術協会と称する。

第２条　目　的

本会は、両国の優れた学者や産業界関係者との対話と知識交換を促進し、学術水準の向上を図るとともに、社会科学、ビジネス、法律、医学、工学、科学、技術など様々な分野における先端的な研究を広く普及させ、強固な専門的ネットワークを構築し、研究の普及発展に寄与することを目的とする。基調講演、パネルディスカッション、研究発表などを通じて、知識交換を促進し、マレーシアと日本の間での将来の研究協力の新たなパートナーシップを築き、最先端の洞察の蓄積地としての役割を果たす。

第３条　事　業

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

1. マレーシアと日本の研究者がそれぞれの専門分野で強固なネットワークを築くためのダイナミックなプラットフォームを構築する。
2. 多様な分野にまたがる研究の推進を目的としてワークショップを開催する。
3. 研究機関間での共同研究プラットフォームを確立するために年に一度の国際会議（学術大会）を開催する。
4. 月に一度の定期的な会議を開催する。
5. 寄附された物品を国際会議に配布する。
6. 寄附された資金を国際会議に使用する。
7. 年に一度、学術論文誌を発行する。
8. その他、前条の目的を達成する為の事業を行なう。

第４条　入　会

会員として入会しようとする者は、本会所定の入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

第５条　会　員

会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで入会を申し込み、会長の承認を経て事務局での会員登録が完了した個人とします。以下の条件に該当する方は入会を拒否します。

（１）反社会勢力又その関係者それに類する活動をするもの

（２）過去に暴力団員等であった者

（３）本会の名誉を傷つけること、又は本会の目的に反する行為をすることを目的に入会申込みをしたことが明らかである者

（４）入会申込手続において、本会に対して虚偽の事実を届け出た者

第６条　会員の持分

本会の財産は**総有に属する**ものであり、会員が持分の分割請求および払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

第７条　会　費

本会の会員は、入会時に 2,000 円を納付しなければなりません。ただし、会費の免除もあります。

第８条　経費の支弁

本会の経費は、会費、寄付金、政府の助成金、及びその他の収入をもってあてる。

第９条　予　算

会長は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第 10 条　事業報告および決算

会長は適宜の様式で事業報告書および収支報告書を作成し、それぞれに監査を経て総会で過半数の承認を得なければならない。

第11条　役　員

1本会に、次の役員を置く。

（1）会　長　　1名
（2）副会長　　2名
（3）会　計　　1名
（4）監　事　　1名

2**会長**は、**本会を代表し、会務を総括**する。

3副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が予め指名した順序に従い、その職務を代理する。

4会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

5監事は、会計処理及び資産の状況、業務の執行状況を監査する。

6監事は、会計処理及び資産の状況又は業務の執行状況について不正の事実を発見したときは、臨時総会の招集を請求し、これを総会に報告することとする。

7監事は、他の役職及び監査以外の業務を兼任する事はできない。

8役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。

9本会の役員の任期は1年とする。

（1）ただし、再任を妨げない。

（2）役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を果たさなければならない。

（3）補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

10役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

第12条　役員会

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関し議決する。

役員会の決議は過半数の賛成でこれを決し、議事録を作成することとする。

第 13 条　事務局

本会の雑務を処理するための担当として、事務局を設ける。
事務局には事務局長を配置し、会長がこれを任免する。

第 14 条　総　会

1 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）定時総会は、事業年度終了後すみやかに開催する。

（2）臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

（3）臨時総会は、総会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（4）臨時総会は、第 11 条第 6 項の規定により監事から開催の請求があったときに開催する。

2 総会の招集は会長が行う。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 会員は総会に於いて各々 1 箇の表決権を有する。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

6 総会は会員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。
但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。

7 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

（1）規約の変更

（2）会員の加入及び除名に関する事項

（3）事業報告及び決算、事業計画及び予算

（4）役員の改選

（5）解散

（6）その他必要と認めた事項

第 15 条　総会の議事録

1 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（3）開催目的、審議事項及び議決事項

（4）議事の経過の概要及びその結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名捺印しなければならない。

3 議事録は総会から 10 年間は事務局が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

第 16 条　届出事項の変更

会員は、住所、氏名、電話番号など入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出る事とする。

第 17 条　退　会

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。
会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第 18 条　変　更

この規約は、総会において４分の３以上の承認がなければ変更できない。

第 19 条　解　散

本会の解散については、総会において４分の３以上の承認を得なければならない。

第 20 条　残余財産の処分

本会の解散時に有する残余財産の処分方法については総会の議決による。

第 21 条　会計年度及び事業年度

本会の会計年度及び事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第 22 条　設立年月日

本会の設立年月日は、令和６年１月１日とする。

第 23 条　所在地

本会の所在地を次のとおりとする。
東京都中野区新井１－３１－１３

附　則

本規約は、平成６年３月８日制定し、即日これを適用する。

この規約の記載内容について事実と
相違ないことを証明します。
東京都中野区新井1-31-13
会長 Amy Poh Ai Ling (傅愛玲)